

〈当 A 型事業所同様の通所交通手当の支給〉（上限 15,000 円）

- ・社会性自立向上を目指し、公共交通機関での通所をお願いしている為、B 型事業所としては異例の交通手当を支給しております。

※ご家庭への送迎は行っておりません。

〈経験・体験を重ねてからの A 型事業所へのステップアップが可能〉

- ・作業は軽作業が主軸ですが、希望に応じてパソコン作業やトマト栽培、または A 型事業所で行っている作業にも携わる事が出来ます。

A 型事業所のさまざまな作業も経験できるのでステップアップ時の目安にもなり、自信をもって前に進む事ができます。

※保護者・本人が見学を希望の際は、事業所に事前連絡をし、予約の上ご依頼ください。